

記念式典を開催しました。そして、その際に慰霊碑への献花ですとか現地の視察、さらには語り部の方による講話、こうしたものを行ったわけですが、多くの国から参加をしていただきました。こうした取組もあつたわけでありますが、是非今後の機会につきましても、水俣病の経験及び教訓を生かして、本条約の実施を積極的に推進する観点から検討をしていきたいと考えます。

そして、発効に向けた取組についての御質問ですが、先週末一か国、マダガスカルが締約国に加わりましたので、今は締約国十二か国となっております。ただ、発効には五十か国が必要でありますので、是非、我が国としましては、自らのこの締約についても急ぎたいと思えますし、そして、既に締約国になった国と協力しながら積極的な働きかけ、続けていきたいと考えております。

○馬場成志君　もう本当にこれからの御努力に期待をさせていただけます。そして、五十か国締約国が集まって、その後、締約国会議というものが開かれる際には、是非ともまた水俣で会議をしていただきたいと、そういった働きかけもお願いしたいと思えます。

もうまとめになりますけれども、熊本県選出議員として、是非、水俣条約を早期に批准し、国際的にも模範となるような取組を進めていただきたいというふうに思います。

水俣は今、水俣病の教訓を基に、市民が一丸となって環境の再生と環境保全に取り組み、青い海を取り戻しております。環境首都と呼ばれるまで、水俣の環境と地域のきずなの再生に取り組んだ吉井元市長の言葉を最後に紹介させていただきます。水俣市民が環境保全に積極的に取り組むのは、環境破壊の恐ろしさを命懸けで学び、持続可能な人類社会のモデルを創造しようと大きな目標を掲げたからである。その高邁な志が挫折すると、水俣は後の世代に水俣の失われた六十年だけを残すことになる。この今の気持ち、初心を忘れてはならないという言葉でございます。

あわせて、水俣病問題の解決についてもより一層の取組をお願いして、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○小西洋之君　民主党・新緑風会の小西洋でございます。

今、御地元の馬場先生の大変思いのこもった、また深い質問の数々で、実は私も考えさせていだいたものが幾つかあつたんですけれども、もう完璧にしてくださっておりますので、重ならない範囲でちよつと質問をまずさせていただきますと思います。

その前に、昨日、党首討論がございまして、今朝もマスコミ報道などたくさんあるんですけれど

も、ちよつとその報道を見ている中で、ここがちよつと根本的にずれているんじゃないかというふうに考えたところがございまして、通告できておりませんけれども、岸田大臣と、あと法制局長官の場合によっては質問させていただきたいと思えます。

民主党の岡田代表と安倍総理のやり取りでございませけれども、岡田代表は、集団的自衛権行使の新三要件の下では、相手国のまさに領土、領海、領空、つまり相手国の領域ですね、相手国の領域で武力行使をこれはするものなんですと、まさにそれが原則なんですとねという質問をしていたんですけれども、それに対して安倍総理は、一般に海外派兵はしません、そこは変わりませんと、その説明として空爆や地上戦は絶対にならないということをはつきり申し上げますというふうに言っております。

つまり、民主党の岡田代表は、エリアを聞いているわけでございます、どこで武力行使をするのか。それは、領土、領海、領空などの相手国の領域で武力行使をする、それが一般なんだろうというのを質問しているんですけれども、安倍総理のその答弁は、それをすり替えて、エリアについては全く触れずに、いや、新三要件の第三要件で認めているのは必要最小限度の武力行使なんだから、空爆や地上戦はしないんだということを言っ

て、ずれているわけでございますけれども、岸田外務大臣に伺いたいと思います。

集团的自衛権の行使ですから、我が国に対して武力攻撃は発生していない局面でございますので、新三要件の下で安倍内閣が認めたその集团的自衛権の行使というのは、エリアですね、エリアで見たとときに、一般に相手国の領土、領空、領海で行うことが多い、もう一般原則としてはそういう武力行使になるであろうという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） ちょっと質問の趣旨、十分把握しているかどうかは定かではありませんが、要は、総理は、一般的にこの海外派兵については禁止されている、これは従来からも我が国の考え方でありますし、一般的に海外派兵は禁止されているということはこれからも変わらないということをまず申し上げたいと思います。そして、他国の領域における武力行動については、この新三要件に該当するものがあるとしたならば、憲法の理論としてこれはそういった行動を取ることは許されないわけではない、こうした考え方を示したものだど理解をしています。

その中であって、例えば湾岸戦争やイラク戦争のような、こうした武力を用いる、相手国に攻撃する、撃滅をする、こういった行動については、新三要件を満たさない、要は最小限度を超えてい

る、こういったことから許されない、こういった趣旨を説明したものだど私は理解して聞いておりました。

○小西洋之君 では伺いますが、まず政策論として集团的自衛権行使が必要だという政策判断をなさって、かつ、その根拠になる憲法論ですね、昭和四十七年見解の、まあ私は読み直して違憲無効だというふうに言っておりますけれども、ただ、集团的自衛権行使が必要だという政策的な判断を皆さんお持ちなんですけど、その政策判断として、行われる集团的自衛権の行使というのは、相手国の領域、領土、領空、領海で行われるものが一般であるというふうに理解してよろしいですか、それとも我が国の領土、領空、領海で行われるのが一般なのか、どちらが一般なのでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） 一般というこの言葉の意味ですが、要は、我が国が武力行使を行うことが認められるのは、憲法上、新三要件に該当したときだけあります。その中で、実際に武力行使が行われる場所においては、あくまでもその新三要件に該当するかどうか、これに基づいて考えていく、判断していくことになると考えます。

○小西洋之君 一般に海外派兵は許されないんだということをお安倍総理は言っているんですけど、その一般にの、私、意味を伺っているんです。それは、エリア的な概念のことについて私は伺

っているんですけども、新三要件をおつくりになつて、新三要件の下だったら集团的自衛権行使ができるんだというふうにおっしゃっているんですけども、その評価として、政策的な評価として、行われるであろう集团的自衛権の行使は、一般に、エリア的な意味で、相手国の領土、領空、領海、領域で行われるものが一般的ですよ、ケースとしては、そういう理解をお持ちですか、あるいはそういう理解すら持っていない、どこで行われるかというのは政策論としては評価は持っていない、どちらなのでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） 先ほど申し上げましたように、我が国が武力行使をするに当たっては新三要件が満たされなければならないということですが、そして、その一部は国際法上は限定的な集团的自衛権として説明される部分があります。

そして、それは、それが行使される場所につきましては、公海等もあるでしょうし、様々なケースがあります。これは、そうした限定は特段存在しないと考えています。

○小西洋之君 新三要件の下で行われる集团的自衛権の行使は一般的にどこで行われるかは限定されていないと考えるというふうにおっしゃいました。じゃ、限定されていないんだしたら、なぜ一般に海外派兵はできませんというふうに言えるのでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） あくまでも我が国が武力行使をするのは新三要件に該当する場合であります。

そして、この海外派兵については、例えばかつての湾岸戦争やイラク戦争のような事態は新三要件における必要最小限度を超える、こうしたことであります。そういったことから認められない。こうした考え方を総理は説明されたものと理解しております。

○小西洋之君 昨日の党首討論は、我が党の岡田代表の真摯な質問に対して、安倍総理は全ての質問に対して答弁を拒否して、はぐらかして、国民の皆様にもそこは正しく伝わっていると思うんですけれども、岸田大臣も今はぐらかしをしていただきましたので、私が伺っておりますのはエリアの話でございます。エリアの話を聞いているのに、安倍総理は、空爆や地上戦はしませんという武力行使の態様ですね、武力行使を行うエリアを聞いているのに武力行使の態様について答弁をして、すり替えているんですけれども。

先ほど、新三要件の下で行われる集団的自衛権行使のエリアの限定というものは持っていない、考えていないというふうにおっしゃいました。そうすると、一般に海外派兵はできない、原則としてできないのは変わりませんという総理答弁のその一般にとというのはエリア的な意味は含まれてい

ないというふうに理解してよろしいですか。

○国務大臣（岸田文雄君） エリア的なことについては何も触れていないと思います。あくまでも我が国が武力行使をすることが認められるのは新三要件に該当している場合、我が国の存立あるいは国民の命や暮らし、幸福追求の権利が根底から覆されるような明白な事由があるときのみであります。加えて、他に手段がない場合、そして必要最小限であるということ、こうした三要件を満たす場合だけであると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。今、まさに一般という、一般に海外派兵は行わないという総理のその一般というところはエリア的なものではないという明確な答弁をいただきましたので、では、もう他国の領域で行うものであるということだというふうに理解をさせていただきます。

じゃ、ちよつともう一つ、そのまことに関連なんですけれども、空爆や地上戦はしないというふうに言っておりますけれども、新三要件に合致する限りは空爆や地上戦も行えるという理解でよろしいですね。新三要件に合致する限りは空爆や地上戦も行えるという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） 憲法上の理論で申し上げるならば、我が国が武力を行使できるのは新三要件に該当するときのみであります。

ただ、大規模な空爆あるいは砲撃を加える、あるいは敵に攻め込む、こういったことは新三要件のうちの最小限度を超えること、これは当然のことだと思っております。そうしたことは認められない、これは新三要件に該当しない、そういうことだと思っております。

○小西洋之君 新三要件の第三要件の必要最小限度の武力行使を空爆や地上戦は超えるというふうに言っていますけれども、第一要件と第二要件ですね、第一要件にある、我が国の国民の生命などが根底から覆される明白な危険があつて、それを排除するために他に手段がない、その他に手段がない、まさにその手段として空爆や地上戦以外に手段がない場合は、新三要件第三要件に合致して空爆や地上戦も行えるという理解でよろしいですか。

絶対に大規模な空爆や地上戦は、第一要件、第二要件、国民の生命などが根底から覆される明白な危険がある場合を排除するためにやむを得ない手段としては、もう絶対に大規模な空爆や地上戦というものはあり得ないんだという御判断をされている、そういう解釈であるという理解でよろしいですか。

○国務大臣（岸田文雄君） 新三要件の第一要件、第二要件に御指摘の点が含まれるかという質問かと思いますが、これはまず具体的にそれぞれ慎重

に検討しなければならないと思いますが、いずれにしても、我が国の武力行使が認められるのは新三要件全てを満たした場合であります。少なくともこの三番目の要件には、御指摘のような大規模な空爆、砲撃、あるいは敵国に攻め込む、こういったことは該当しない、その限度を超える、こうした判断になると考えます。

○小西洋之君 いえ、新三要件の第一要件と第二要件ですね、我が国の国民の生命などが根底から覆される明白な危険を排除するための手段として大規模な空爆しかあり得ないと、大規模な空爆を行う以外にその危険を排除することはできないという政策判断は、そのときの政権によってやろうと思えばできるし、あり得るんだと思うんですね。だから、私が申し上げたいことは、実は新三要件のどこを見ても、空爆はできない、地上戦はできないなんて書いてないんですね。書いてあることはもう非常にシンプルで、そういう明白な危険を排除するために他の手段がないと、そういう場合に、それを排除するための必要最小限のことであればできるとしか書いてないわけですから、その必要最小限の武力行使が空爆や地上戦だという政策判断をすれば、それはもう全ての新三要件成立してできることになるんですね。なんです。だから、幾ら言っても、いや、それはできませんと言っても、いや、それできないなん

てどこにも書いてないわけですから。

じゃ、もう一回だけ伺いますけれども、大規模な空爆や地上戦というのは、新三要件において、法理として絶対に許容されることはない武力行使であるというふうに理解してよろしいですか。

○国務大臣（岸田文雄君） 新三要件を満たすためには、他に手段がない、さらには必要最小限のものでなければならぬ、こうした要件を満たす必要があります。

そういったことを考えますと、湾岸戦争あるいはイラク戦争のような大規模な空爆、砲撃、あるいは他国に攻め入る、こういった戦闘に我が国が参加することはないと考えます。

○小西洋之君 まあ、そうなんです。

例えばイラク戦争は、アメリカは個別的自衛権の行使をしているわけですね。アメリカという国連加盟国が個別的自衛権の行使を行ったものなんですよね、たしか。そうだったと、そうですけれども、それに対して、イギリスが行ったのは、一緒に参戦したイギリスは集団的自衛権の行使だったと思うんですけれども、そうすると、アメリカにしてみれば、まさにこれをしなければアメリカ国民が殺されてしまうと、防ぐために他に手段がないという考えでやっているわけですが、これも：（発言する者あり）違いますかね。分かりました。

いずれにいたしましても、イラク戦争はたしかそうだったと思いますけれども、法理として大規模な空爆や地上戦ができない、新三要件において法理として大規模な空爆や地上戦ができないというのは第三要件の必要最小限度を超えるからと言っているんですけれども、じゃ、なぜ必要最小限度を超えるんですか。絶対に必要最小限度を超えないというその法理、論理的な説明はどういう説明になるんでしょうか。大臣に、大臣に伺っております。大臣、大臣。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、各国とも国際法に従って対応しなければならない、それはそのとおりであります。そして一方、我が国が今議論しているのは我が国が武力行使を行うことができているのは我が国が武力行使を行うことができる場合ということであり、その結果として新三要件というこの要件を満たすことが必要である、こういったことを申し上げております。そして、その新三要件の中に我が国の存立、あるいは我が国の国民の命や暮らしや幸福追求の権利、これが根底から覆されるような明白な事由というものをもつて新三要件の中に掲げています。

こうしたことを考えますと、その必要最小限ということ考えた場合に、御指摘のような戦闘、これはこの新三要件を満たすことはあり得ないと考えます。

○小西洋之君 機雷の掃海はできて、必要最小限

で、大規模な空爆や地上戦は必要最小限でないというの、そういうふうに言われると感覚的にはそうかなと思ってしまうんですけども、法理論としてはなぜ大規模な空爆や地上戦が必要最小限にならないのかというのは何も根拠はないわけですね。そういうふうにおっしゃっているだけなんです。個別的自衛権の場合であれば、我が国に侵略している軍隊をはね返す、はね返して追い払う、排除するというのですから大規模な空爆や地上戦は必要ないと。要するに我が国の領海で追い払えばいいわけですから、おのずと論理的に明らかになるんですけれども、集団的自衛権の場合は、そういう、全然その議論の前提が違うんですね。

だから、私が昨年の秋の臨時国会からさんざん質問させていただいておりますけれども、新三要件は何の歯止めもない。もう、ぬえのような、何でもできる。さつきはエリアの指定はないというふうに、一般にというのはエリアではないという明確な答弁いただきましたけれども、どこでも何でもできてしまう要件だという、武力行使の要件だということを御指摘をさせていただきます。

済みません、水俣の大切な条約の質疑でございますので、そちらの方に移らせていただきます。馬場先生の方から、重ねてですけれども、すばらしい御質問をされましたので、ちょっと重ならないように自分で準備させていただいたものを伺わせていただきたいと思います。

まず、この水俣の条約なんですけれども、もう馬場先生の質疑に尽きるわけでございますけれども、かつての水俣病の経験をもって、日本としてこれを主体的に取り組んできたということでございますけれども、この条約ができるまでの歴史における外務省、環境省を始めとする日本政府のその立派な取組ということを是非伺わせていただきたいんですけれども。

二〇〇二年に世界水銀アセスメントというものが公表をされて、国連環境計画のところですね、そこで二〇〇二年に至る前から活動をずっとされているわけなんですけれども、この二〇〇二年ということも一つの大きな契機となりつつ、この条約の制定に向かっていたということなんですけれども、この条約を作っていく初期段階から中期段階を超えて、我が国のリーダーシップというものはどういものがあつたか、環境省、説明をお願いいたします。

○政府参考人(尾池厚之君) お答えを申し上げます。

我が国は、水俣病の経験を踏まえまして、世界各国における水銀汚染対策の強化を進めるべきだという立場から、世界規模での水銀対策の議論に積極的に関与をしております。

具体的に申し上げますと、平成十九年、二〇〇七年ですが、から開催をされました水銀対策の国際的な規制の在り方について検討するための作業グループ会合におきまして副議長を務めてございます。これにより、条約交渉への道筋を付けることに貢献をいたしました。

また、水俣条約の交渉開始後も様々な形で積極的に議論に参加をしております。例えば、いかなる国であれ、水俣と同様の健康被害及び環境被害が二度と繰り返されてはならないという強い決意を示すことが重要であることを強調し、この観点から、条約の名前を水俣条約とすること等を提案いたしました。また、第二回政府間交渉や条約採択のための外交会議の日本開催を提案するとともに、第一回交渉からアジア地域のコーディネーターを務めてきてございます。

また、条約の内容面でございますけれども、我が国などの主張に基づきまして、水銀に関する健康の側面について独立した規定が設けられるなど、様々な面で貢献を行っております。

このように、水俣病の経験を有する国として、我が国の経験及び教訓を生かし、交渉における議論を主導し、本条約の採択に大きな貢献をしてきたところでございます。

○小西洋之君 岸田外務大臣、私はこの水俣条約の国会提出、遅れてこの条約を勉強させていただきました。

きまして、大変感銘を受けまして、まさに水銀の採掘から最終廃棄までを全体を包括した新しい条約を作ると。

まさに、この外務省のお仕事というのは、条約を作ることによって全世界の国民を救うことができると。条約を作ることによって全世界の国民を救うことができる。我々国会は立法しているわけですから、我々も条約承認権持っているわけで、同時に、我々の承認権を通じて国会も全世界の国民の皆さんを救うことに貢献できるわけですから、こういう条約作りというのは本当に素晴らしいことだというふうに改めて思ったんですけれども。

ちよつと外務省に伺いたいと思います。こういう有害金属類、水銀ですね、こういう固有の有害金属類について条約が作られたというのは初めてだということだと思いますけれども、我が国の公害、イタイイタイ病、カドミウム、カドミウムもこの代表的な有害金属類に挙げられて、まだ、今なお、私もインターネットで調べさせていただきましたけれども、世界各地で公害問題が、中毒の問題が起きておりますけれども、このカドミウムについても是非、今おっしゃられたように、我が国政府がそのプロセス面あるいは内容面も含めて条約を作るとか、そういうことについてリーダーシップを取る、そういうお考えはいかがでしょうか。

うか。
○政府参考人（尾池厚之君） お答えを申し上げます。

国連環境計画、UNEPですけれども、国連環境計画におきましては、本条約作成に先立ちまして、平成十三年、二〇〇一年から地球規模での水銀汚染に関する活動として、UNEP水銀プログラムを開始をいたしております。平成十七年から、これに鉛及びカドミウムも対象に加えて、UNEP重金属プログラムというのを開始しております。これに基づきまして、平成十九年、二〇〇七年の第二十四回UNEP管理理事会におきまして、水銀に加えて世界のカドミウムによる汚染に関してUNEPから報告書が提出されたところでございます。その意味におきまして、水銀だけではなくてカドミウム対策に関する国際的な関心も高まりつつあるというのは事実でございます。

ただ、その一方におきまして、国際社会におけるこれまでの議論の中では、カドミウムについては、水銀に比べて環境中の長距離移動の問題が少ない、途上国における環境汚染や環境被害についての詳細な情報も必ずしも十分にはないというところが背景にございまして、条約の作成について具体的な議論が行われるところには至ってございません。他方、御指摘のとおり、水銀に限らず、人の健康と環境を保護する観点から、我が国

がその知見と経験を生かして積極的な取組を行っていくことは重要なことだと認識をしております。

この立場から、カドミウム汚染に関する国際的な対策につきましても、関係省庁とよく連携をして積極的に関与していきたいと考えてございます。○小西洋之君 ありがとうございます。

七割ぐらいの答弁ですかね、積極的にやるというふうにおっしゃってくださいますが。途上国でのカドミウムの被害などの実態が十分情報がないのであれば、それは情報を集めてみればいいわけですからね。情報をちゃんと調査して、それを評価して、これはやっぱり何らかの国際的な法規制をやっていくかなければ、それぞれの国の国内での取組に任せていけば世界の人々は救えないのではないかと、岸田大臣、こういう国際機関の舞台で我が国の外務省が率先して、四大公害病と言われている一つでもございまして、カドミウム汚染は、まずはその実態をしっかりと調べることで、あと必要に応じたそうした条約も含めた対応というのを、外務省がリーダーシップを取って、是非、いつの日か、この外交防衛委員会に条約案を必要であれば出していただきたいというふうに思います。済みません。じゃ、ちよつともう一つ、水俣条約に戻らせていただきます、もう一点だけ。

これ、さつき、済みません、馬場先生がもう全部質問して、すばらしい質問ばかりだったのであれなんですけれども、第一回締約国会議というのが条約の発効後に行われることになっております。そこまでに国を集めなきゃいけないということで、それについては馬場先生が御質問されておるわけですけれども、五十か国集まれば会議が持たれるわけでございますけれども、まさに水俣条約、水俣病の名前を冠した条約でございますので、どこまでもこの条約の完全なる実行、遂行のために、もう我が国外務省は、環境省とともにリーダーシップを取っていかなくちゃいけないと思うんですけれども。

第一回締約国会議、まさに今、途上国での取組ですとか、いろんなものについて実効的な評価の仕組みあるいは取組というものを考えていかなきゃいけないんですけれども、第一回締約国会議のその議題の持ち方、あるいはこういう会議の回し方、進め方について、どういう今戦略をお考えでしょうか。外務省。

○政府参考人（尾池厚之君） お答えを申し上げます。

本条約発効後に開催されます第一回締約国会議では、この条約の実施のための議論が行われる予定でございます。具体的に申し上げますと、水銀の在庫などの特定、水銀の輸入手続、あるいは

水銀の排出に係ります利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行などに関する手引、これらの作成について議論が行われる予定でございます。この第一回締約国会議における議論は非常に重要であると認識しております。

このため、水俣病の経験を有する我が国といったしまして、本条約が効果的かつ効率的に実施をされますよう、条約の実効性と実施可能性の双方を考慮しながら、それともう一つは、我が国の国内事情に即したものであるように積極的に参加をしてみたいと考えてございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

まさに、この水俣条約の下で各国の取組というものがあるものになるように、我が国がリーダーシップを取っていただきたいというふうに思います。

本当に大切な条約ですので、ほかの話をするのは非常に心が引けるところなんですけれども、ちよつと一点だけ、お許しをいただきまして、お手元に「いじめ撲滅」決議」と書いた資料をお配りさせていただいております。これ、実は昨年の国連総会で、いじめ撲滅ですね、これ、子供がいる限り、どこの国のどこの学校、どこの社会でもいじめというのは絶対起きますので、それについて国連として撲滅をしようという決議をしているところがございます。

一枚めくっていただくと、これ、いじめの法律、一昨年についた法律の逐条解説、これ、石川先生共々、私も中心になって立法させていただいて、法律の解説書を書いたんですけれども、次をめくっていただきますとその法律の仕組みがございまして。

時間がないのでちよつと簡潔に申し上げますけれども、何が申し上げたいかという点、先ほどの話でございます。外務省は条約を作つて世界の人々を救うことができるお役所なんです。今、積極的平和主義の名の下に憲法をじゅうりんして、積極的軍事主義といいますが、そういう軍事力の行使をやることに血眼になられておりますけれども、本来の外務省の役割というのは、憲法の前文の趣旨、そうしたものに従つて、やっぱり世界の人々の人権やあるいは人道というものを救つていく、そのためにどこの国よりも率先して頑張つていくのが我が国の外務省の在り方だと思っておりますね。

これはまさに水銀の水俣条約を作られたのと同じように、我が国の外務省には是非主体性を発揮していただきたいと思います。昨年の日本で作られたいじめの法律ですけれども、世界一の法律でございます。なぜかといいますと、その作るときに私もいろんなあらゆる世界のいじめの取組の仕組みを調べたんですけれども、この

ボンチ絵ですね、めくっていたいた図がありま
すけれども、学校の中で、学校いじめ防止基本方
針というのがありますけれども、年に一回いじめ
は駄目だとか言うのではなくて、いじめが起きに
くい、起こしにくい環境をつくるために年間を通
じたそういうプログラムをやっていくんですね。

これ実は、後で調べて分かったんですけども、
イギリスの仕組みでございます。その下にいじめ
対策委員会というのがありまして、全学校なんぞ
すけれども、学級担任だけではなくていじめ対策
のためのそのチームを、学校の先生や保護者も加
わることができるんですけども、チームをつく
ると、いじめというのはチームで対応していくと。
これも後で調べて分かったんですけど、アメリカ
の州法でよくやっている仕組みでございます。こ
のイギリスの仕組みとアメリカの州の仕組みをハ
イブリッドした仕組みというのは世界で日本しか
ありませんで、実は外国から問合せもあるんぞ
すけれども。

外務省に是非伺いたいと思うんですけども、
この冒頭の「いじめ撲滅」決議の一番下です
ね、こういうことが書いてあるんですね。下線引
いていますが、来年までに、来年の秋まで
に各国のいじめ対策のグッドプラクティスとガイ
ダンスについて事例を持ち寄りましょうと。当然、
日本のこういういじめの法律についても報告をさ

れるんだと思うんですけども、そうしたときに、
今私が申し上げたようなコンセプト、いじめが起
きにくい、起こしにくい環境をつくっていくため
のそういう取組、あるいは、いじめというのは、
学校がもう先生がみんなで行っていくものである
といったような、そういうコンセプトを一つの国
際的な確認ということできると思うんですね。

私は、いじめの国際条約ということが、子ども
の権利条約というのがあって、それを私、立法の
基礎にいたしましたけれども、その子どもの権利
条約ができるのであれば、子どもの権利条約も対
象にしているそのいじめというものについての条
約が作れるのではないかと。

こういうことについて、外務省、リーダーシッ
プを発揮していくというのは、大臣、いかがでし
ようか。いきなりの話ではございますけれども、
まさに外務省というのは条約を作って世界の子供
たちを救うことができる、日本の法律のようない
じめ対策がない国がほとんどでございますので、
こうした取組を頑張っていたかどうかというのはい
かがでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、我が国は児童
の権利に関する条約を締結しています。そして、
それを踏まえて、我が国としては、我が国がいじ
め対策を講じていることについても、この条約に
基づいて設置されております児童の権利に関する

委員会に対して報告をしております。

我が国としましては、御指摘いただきましたこ
の国連総会の「いじめ撲滅」決議、二〇一四年
の国連総会においては、この決議及び児童の権利
決議、こうした決議の共同提案国ともなっており
ます。いずれの決議も、いじめ防止策を講ずるよ
う各国に求める内容を含んでいるものであります。
我が国としましては、こうした趣旨にのっとり、
是非、いじめに関するこうした国際社会における
この動きについても積極的に関与していくべきだ
と考えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

済みません、いきなりの、といいながら、ちょ
っと手元に答弁があったようでございますけれど
も。

要するに、今のお話だと、水銀というのは有害
なのでみんなで気を付けましょう、何らかの取組
をしましょうというのと変わらないわけですね。
いじめ問題というものの本質を捉えて、それを基
にした、世界のみんなで共有ができる、という
何らかの取組の約束、条約というのは私は作れる
と思うんですけども、こういうところにプロと
しての目利き、直感を働かせて取り組んでいくと
いうのが外務官僚の腕の見せどころだと思うん
ですね。そういうところを頑張っていたかいた
いですね。

ということ、ちよつとこの問題ですけれども、私が解釈改憲問題に取り組んでいる一つは、まさにこういういじめや、あと私、医療福祉の法律、あえて申し上げると、今の日本全国で回っている医療の仕組みと障害者福祉の基盤制度、実は私がつくったものです。そのPDCAサイクル、計画も全部私がつくったものです。こんな偉そうな言い方じゃなく事実として。それはなぜかということ、私の父親は脳卒中で、父親は当時、一級障害で寝たきりだったんですけれども、そういうかけがえない命や尊厳を救うための政策を頑張りたいたいという思いですので、なので私は解釈改憲を絶対許さないわけでございます。

もうそのかけがえない命や尊厳を一番無残に不条理に奪うのが戦争でございますので、その必要のない戦争を解禁する、しかも、横島長官いまずけれども、同時に、我が国の立憲主義や法の支配を滅ぼしてしまう、もうこれぐらいの恐ろしい蛮行というのはないわけでございますので、そういう思いで頑張っているということでございます。ちよつと時間になりましたので、もう一言、質問はできませんけれども、我々は条約を審議するのであれば、その前提として、まさに今、安倍内閣の下で我が国の国会の条約承認権がじゅうりんされていると。日米安保条約には、日本はアメリカのために集団的自衛権は行使しなくていいとい

うことがちゃんと書かれているのに、それを無視して、集団的自衛権を解禁する閣議決定をして、今度は安保法制を作るということでございます。答弁で確認していますけれども、憲法が一番偉くて、次に条約が偉くて、その次は法律でございますので、条約に違反する法律を作ってもそれは無効でございますので、執行もできませんので、そういう問題をしっかりとこれから追及をさせていただきますと思います。

終わります。ありがとうございます。

○荒木清寛君 水銀に関する水俣条約は、毒性が強く神経系に有害な影響を及ぼす水銀に関する国際的な取組が実現したものでありまして、水俣病を経験した日本にとつても非常に重要な条約であります。

本条約においては、水銀の採掘から最終廃棄まで包括的に規制をしておりますけれども、それぞれ例外があったり努力規定であったりと規制が緩やかな部分があります。その点を中心にお尋ねいたします。

まず、水銀の一次採掘についてであります。

これについては、既存の鉱山からの産出については最長十五年間許可されるということになりました。水銀の一次採掘がなくならない限り、世界の水銀の全体量は増加していくことになりすけれども、なぜこうした猶予期間を設けることにし

たのか、お尋ねします。

○国務大臣（岸田文雄君） 水銀の一次採掘につきましては、この交渉において、これらの採掘を行っている国から、既存の鉱山の閉鎖は困難であり一定の柔軟性が必要であるという意見が出されました。こうした意見も踏まえて様々な議論が行われたわけですが、まず新規の水銀の一次採掘、これは禁止されることになったわけですが、既存の水銀の一次採掘につきましては、今申し上げますような議論等を踏まえて、自国について、条約が発効してから最長十五年の間は許可される、こうしたことになった次第であります。

本条約、こうした柔軟性を認める一方で、十五年の猶予期間内に、一次採掘により得られた水銀の用途や処分方法をこの一定の場合に限定をする、こうした歯止めは掛けているところであります。

その上で、猶予期間の後、水銀の一次採掘が全面禁止されるということになれば、人為的な排出又は放出による環境中の水銀濃度の拡大の抑制、こうしたものが図られることになると認識をしております。

○荒木清寛君 次に、水銀の国際貿易についてお尋ねします。

水銀の輸出入については、締約国、非締約国に対しても水銀の用途を限定しつつ、書面による事前同意を必要としております。ただし、この貿易

